

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 29 年度  
水 振 補 第 1-4 号

## 香良洲漁港物揚場実施設計業務委託設計書

---

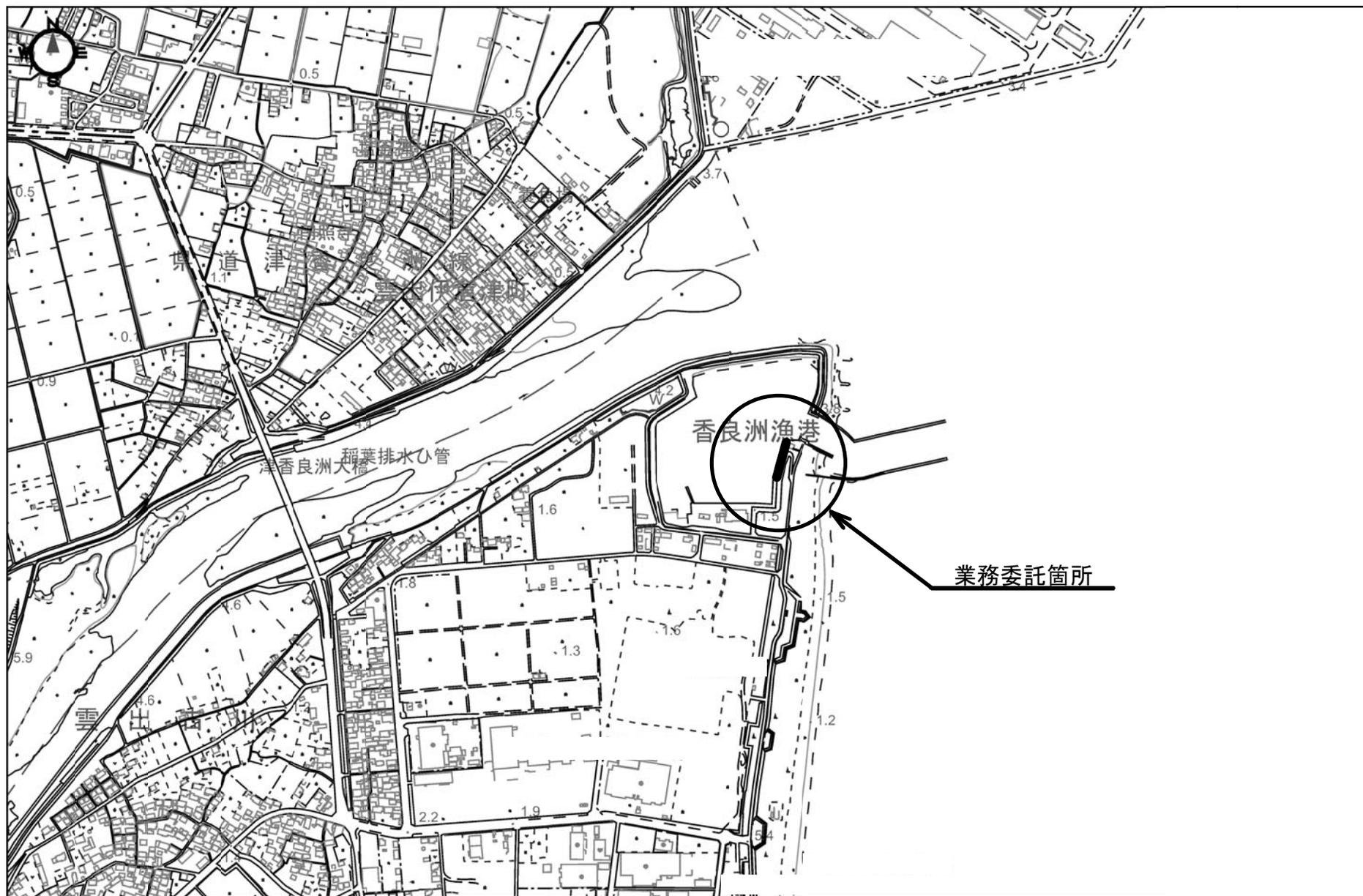
---

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

津 市  
農林水産部水産振興室

平成 29 年度	水 振 補 第 1-4 号	業 務 委 託 設 計 書			
委託場所	津市香良洲町地先				
委託名	香良洲漁港物揚場実施設計業務委託			室長	
設計額	(うち消費税等相当額 )			検算者	
履行期間	平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日限り			担当主幹	
長	—	巾	—	設計者	
業 務 の 大 要					
物揚場実施設計 一式					

# 位置図



0 600m  
1:10,000

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
水産設計業務								
01:設計業務等								
水産設計				式				
					1.000			
実施設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
打合せ				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接経費（事務用品費分）				式				
					1.000			
直接経費（業務成果品費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
水産設計業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計業務等]

第 0001 号 明細表 実施設計					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計計画 (実施設計)		式				第0001号施工単価表
			1.000			
細部設計 (矢板式 許容応力度設計法)		タイプ				第0002号施工単価表
			1.000			
図面作成 (実施設計)		タイプ				第0003号施工単価表
係留施設 矢板式係船岸			1.000			
数量計算 (実施設計)		タイプ				第0004号施工単価表
係留施設 矢板式係船岸			1.000			
照査 (実施設計)		式				第0005号施工単価表
			1.000			
合 計						

[設計業務等]

第 0002 号 明細表 打合せ協議					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
協議・報告 (実施設計)	回				第0006号施工単価表
合 計					

設計計画（実施設計）					第 0001 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師（A）	人					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

細部設計（矢板式 許容応力度設計法）					第 0002 号 施工単価表 1.000 タイプ 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師（A）	人					

細部設計（矢板式 許容応力度設計法）

第 0002 号 施工単価表  
1.000 タイプ 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	タイプ	1.000			
単位当り	タイプ	1.000	当り		

条 件 名 称	条 件 値
設計計画 矢板上部工の配筋計算 控頂部工の配筋計算 数量計算 配筋図作成 報告書作成 照査	設計計画を計上しない 矢板上部工の配筋計算を計上する 控頂部工の配筋計算を計上しない 数量計算を計上する 配筋図作成を計上する 報告書作成を計上する 照査を計上しない

図面作成（実施設計）  
係留施設 矢板式係船岸

第 0003 号 施工単価表  
1.000 タイプ 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	タイプ	1.000			
単位当り	タイプ	1.000	当り		

条 件 名 称  
施設区分  
タイプ区分

条 件 値  
係留施設  
矢板式係船岸

数量計算（実施設計）  
係留施設 矢板式係船岸

第 0004 号 施工単価表  
1.000 タイプ 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	タイプ	1.000			
単位当り	タイプ	1.000	当り		
施設区分 タイプ区分	条 件 名 称			条 件 値	
	係留施設			矢板式係船岸	

照査（実施設計）				第 0005 号 施工単価表 1.000 式 当り		
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師（A）	人					
技師（B）	人					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

協議・報告（実施設計）				第 0006 号 施工単価表 1.000 回 当り		
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師（A）	人					
技師（B）	人					

協議・報告（実施設計）

第 0006 号 施工単価表  
1.000 回 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		

## 数 量 総 括 表

工 種	規格・寸法	数量	単位	摘 要
【水産設計業務】				
水産設計		1	式	
実施設計		1	式	
設計計画		1	式	
細部設計	矢板式 配筋計算	1	タイプ	
図面作成	係留施設 矢板式係船岸	1	タイプ	
数量計算	係留施設 矢板式係船岸	1	タイプ	
照査		1	式	
打合せ		1	式	
打合せ協議		1	式	
協議・報告		3	回	着手時、中間1回、納入時

# 香良洲漁港物揚場実施設計業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

本業務は、津市が管理する香良洲漁港における、物揚場保全工事施工のための図面作成・数量計算等を行うものである。

## 2. 適用する基準

業務の実施にあたっては、次の基準に準拠する。

①漁港・漁場の施設の設計参考図書 2015年版 公益社団法人全国漁港漁場協会

## 3. 検討項目及び内容

### 3-1 設計計画

設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

### 3-2 細部設計

矢板上部工の配筋量を求める計算を行い、一般図、配筋図等施工に必要な図面を作成し、鉄筋量、型枠面積、コンクリート量等を計算する。

15

### 3-3 図面作成

平面図、縦断面図、標準横断面図および取付図等の図面を作成する。

### 3-4 数量計算

設計図を作成し材料等の数量を計算する。

### 3-5 照査

業務内容の一切の照査を行う。

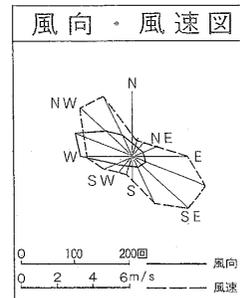
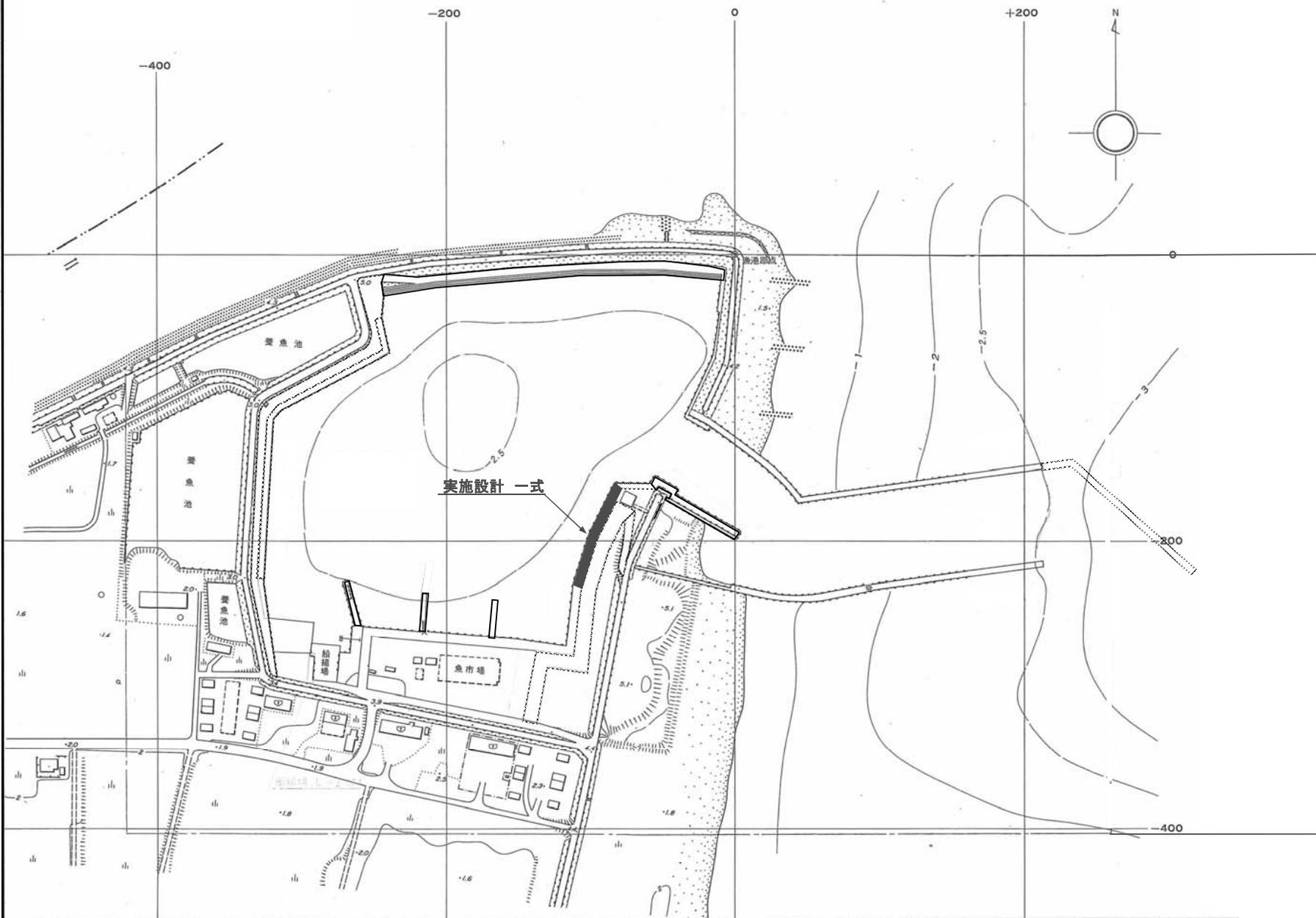
### 3-6 協議・報告

設計方針の打合せ・報告を行うもので、初回(着手時)、中間1回、完了時(成果品納入時)の3回とする。ただし、必要が生じた場合は、その都度、監督員と協議するものとする。

三重県津市地区 水産物供給基盤機能保全事業  
香良洲漁港 事業計画平面図

漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者
2810080	第1種	本土	津市	津市

施行場所  
三重県津市香良洲町



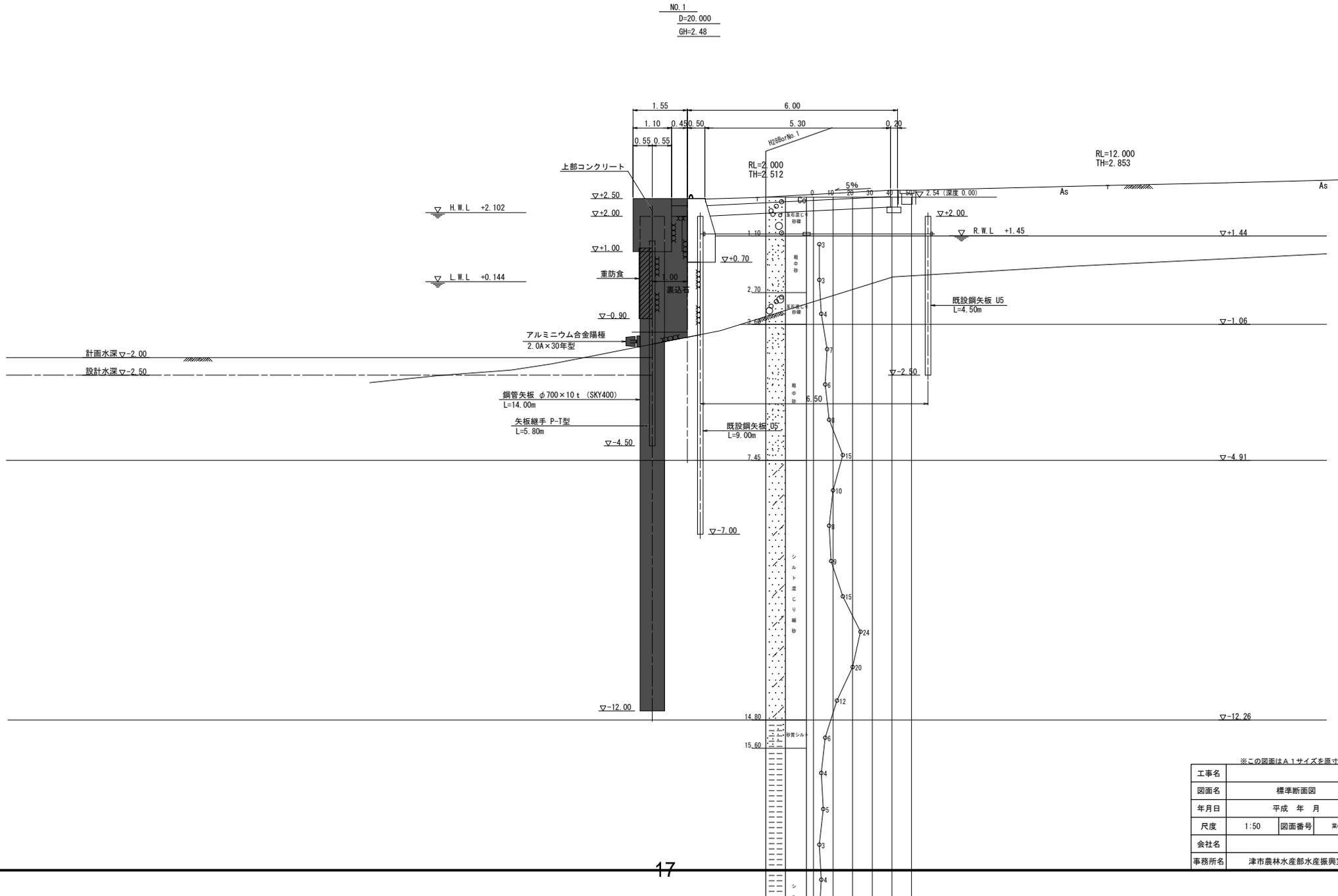
潮位図

H.H.W.L	+4.050
H.W.L	+2.102
T.P	+1.162
L.W.L	+0.144
D.L	±0.000
M.S.L	+0.530

凡例


# 標準断面図

S=1:50



※この図面はA1サイズを原寸とする。			
工事名			
図面名	標準断面図		
年月日	平成 年 月		
尺度	1:50	図面番号	葉の内
会社名			
事務所名	津市農林水産部水産振興室		

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成28年11月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） 【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ 別途協議 ） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フアイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 建設部門 港湾及び空港科目） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 <input checked="" type="checkbox"/> 港湾及び空港部門 <input type="checkbox"/> 部門を問わない ) <input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示事項（条件及び内容）	
カ	<p>明示項目</p> <p>照査技術者の要件</p> <p>照査技術者の要件</p> <p>照査の実施</p>
キ	<p>打合せ等</p> <p>資料の貸与</p>
	<p>概要・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p>次の業務には、照査技術者を定めなければならない。</p> <p>（ 照査技術者は、（<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 ）</p> <p>技術士 （<input checked="" type="checkbox"/> 建設部門 港湾及び空港科目） 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> RCCMの資格保持者（<input checked="" type="checkbox"/> 港湾及び空港部門 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 その他（ ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） その他（ ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は1回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）の打合せに出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （平成28年度水振補第1-6号 香良洲漁港物揚場機能保全対策設計業務委託報告書）</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成27年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）	
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。	
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。	

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
  2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
  3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成27年11月

## 前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社、社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

## 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。  
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することには配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることには配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。